

「経済の好循環実現に向けた政労使会議」が取りまとめ確認

デフレ脱却に向け、二〇一五春闘の行方注目が集まるなか、昨年一二月一六日に政府の「経済の好循環実現に向けた政労使会議」が開かれ、動き始めた経済の好循環を継続させるための取り組みに関する文書を政労使三者が確認した。

好循環を「継続」させることを重視

政府は前年に引き続き、同九月二九日に「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を再開。四回の会議を通じて、政労使を取り巻く様々な課題について、議論を重ね、経済の好循環を継続させるために政労使が一致協力して取り組むための取りまとめ文書を確認した。

文書に盛り込まれたのは、①昨年の政労使会議で取りまとめた取組の継続、②賃金上昇等による継続的な好循環の確立、③賃金体系の在り方、④サービスマスター等の生産性向上、⑤休み方・働き方改革、⑥プロフェッショナルの人材還流円滑化、⑦女性が働きやすい制度等への見直し、⑧本取りまとめに係るフォローアップ——からなる（全文は後掲参考資料参照）。

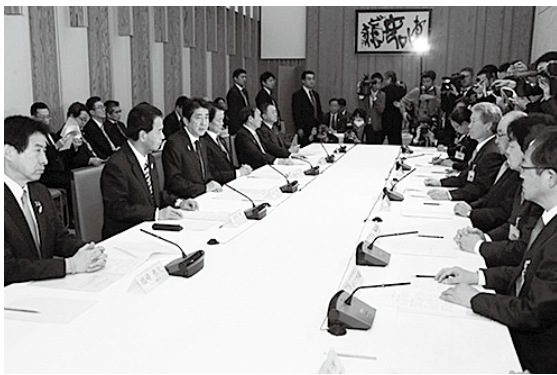
今回の文書では経済の好循環「実現」ではなく、「継続」とした点に、第一回目の文書との違いがある。二〇一四年暮れの確認事項である「賃金上昇に向けた取組」「中小企業・小規模事業者に関する取組」「非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組」「生産性の向上と人材の育成に向けた

取組」を「継続」させ、デフレからの脱却と経済の好循環の実現に結び付けたいとの思いが込められているといえよう。

生産性向上による処遇改善へ

政府は、これまでの非正規雇用の活用などによる人件費カットで利益を生むビジネスモデルではなく、多様な人材の活用や正社員化の推進といった、雇用の質を高め、生産性の向上を図る手法を重視し、その結果として処遇の改善（賃金の引き上げ）につなげる循環を描いている。

こうした方向性が明確に打ち出されたのは、昨年九月に再開された政労使会議の初回会合だった。この日、政府から主要な論点として、下記の五つの



昨年12月16日の第4回政労使会議（官邸HPより）

課題が提起された。

①賃金上昇に向けた取り組みなど、二〇一三年の「政労使とりまとめ」記載事項のフォローアップ

②労働の付加価値生産性に見合った賃金体系の在り方の検討

③休み方と働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランスの推進

④成熟産業から成長産業へ、都市から地方へ、能力発揮を最大化するための職業訓練・労働移動の円滑化

⑤その他人手不足問題への対応・労働生産性向上に向けた取り組み（サービスマスターの付加価値・労働生産性向上、女性・高齢者の活躍の場の提供、ICTの利活用など）——の五つの課題である。

中小・取引先への配慮も経済界に要請

一二月の総選挙をはさんだため、前回より一回少ない四回の会議が開かれた。

その結果まとめられた今回の確認文書では、「企業収益の拡大を来年春の賃上げや設備投資に結びつけていく必要がある」としたうえで、経済界に対しては、「賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組む」との文言を盛り込んだ。安倍首相は、文書の取りまとめにあたり、「経済界の皆さんに、来年春の賃上げについて、最大限の努力を図っていただけるよう、要請したい。賃上げの流れを来年、再

来年と続けていき、全国津々浦々にアベノミクスの効果を浸透させていきたい。そのためにも、特に円安のメリットを受けて高収益の企業については、賃上げ・設備投資に加え、下請企業に支払う価格についても配慮を求めたい」と強調した。

この文書が挿入されたことに関して、会議のメンバーである日本商工会議所の三村明夫会頭は「価格転嫁に加えて、総合的な支援や協力の取組が書き込まれるなど、昨年のペーパーより更に踏み込んだことを評価する」、中小企業団体中央会の鶴田欣也会長も「中小企業の賃上げに向けてまだ足らざることの一つは、下請代金の改善である」と発言し、内容を評価した。地方や中小企業ではまだアベノミクスの恩恵が十分及んでないことを踏まえ、その底上げ効果が期待されるところだ。

賃金体系については、初回の会議で安倍首相が年功賃金の見直しを提起したことに端を発している。しかし、これに関して労働側から賃金体系・制度こそは労使自治の中で積み上げてきたものとの異論もあり、与えられた仕事内容・貢献度を重視し、子育て世代への配分を高めるよう見直す内容でまとまった。就業者の約七割を占めるサービスマスターの生産性向上に向けては、非正規雇用労働者について意欲と能力に応じて処遇改善や正規化を図るなどしっかりと賃金を引き上げられる環境を作り上げるときであるとしている。

また、休み方・働き方改革については、「政労使一体」としている点特徴で、それぞれの立場で「長時間労働を是正する意識改革を進め、休み方改革

を推進」することを確認した。さらに、プロフェッショナルの人材還流円滑化については主に豊富な経験を持つ大企業の熟年層が、地方でも活躍の機会を得られるよう、民間の力も借りて、受け皿となる地域の中小企業を支援することに主眼を置いている。

政労使合意に関する労使の評価

会議での文書確認を受けて経団連の榊原会長は席上、「経団連としても、経済の好循環の二巡目をしっかりと回していくために、拡大した企業収益を設備投資や雇用の拡大、そして、来年春季の賃金の引き上げにつなげていくことをめざし、会員企業に呼びかけていく」と表明。連合の古賀伸明会長からは「経済の好循環の実現に向けて昨年取りまとめた四項目が重要であるとの認識を深め、かつ単年度の取り組みだけでなく『継続して行う』ことが重要であるとの認識を共有化できたこと、また、ワーク・ライフ・バランス社会の実現などについて議論を深めることができたとことは意義深い」などと述べた。

【参考資料】

経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について

政府・経済界・労働界は、平成二六年九月二九日以来、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」を再開し、政労使を取り巻く様々な課題について、これまで四回にわたり、内閣総理大臣の出席の下、真摯な議論を重ねてきた。

本日、政府、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び日本労働組合総連合会は、別紙のと

おり、経済の好循環の継続に向けて、一致協力して取り組むとの認識に至った。

平成二六年二月一六日

内閣総理大臣 安倍晋三

日本経済団体連合会会長 榊原定征

日本商工会議所会頭 三村明夫

全国中小企業団体中央会会長 鶴田欣也

日本労働組合総連合会会長 古賀伸明

経済の好循環の継続に向けた政労使の取組

1. 昨年の政労使会議で取りまとめた取組の継続

平成二五年十二月二〇日に取りまとめを行った「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」は、これを踏まえ、引き続き、①賃金上昇に向けた取組、②中小企業・小規模事業者に関する取組、③非正規雇用労働者のキャリアアップ・処遇改善に向けた取組、④生産性の向上と人材の育成に向けた取組を継続するとともに、フォローアップを今後も行っていくこととする。

2. 賃金上昇等による継続的な好循環の確立

企業収益の拡大から賃金の上昇、消費の拡大という好循環を継続的なものとし、デフレ脱却を確実なものとするためには、企業収益の拡大を来年春季の賃上げや設備投資に結びつけていく必要がある。このため、政府の環境整備の取組の下、経済界は、賃金の引上げに向けた最大限の努力を図るとともに、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁や支援・協力について総合的に取り組むものとする。

3. 賃金体系の在り方

賃金体系については、個々の会社の労使が十分な話し合いのもとでその会

社に合った見直しに取り組んでいく。その際、政府は子育て支援を通じて少子化対策に努める一方、労使は仕事・役割、貢献度を重視した賃金体系とすることや子育て世代への配分を高める方向へ賃金体系を見直すことが一案である。若年層については、習熟期間であることを踏まえて安定的な昇給とすること、蓄積した能力を発揮し付加価値の創出が期待される層では、個々人の仕事・役割、貢献度を重視した昇給とすることが考えられる。

4. サービス業等の生産性向上

賃金の継続的上昇を実現するには労働の付加価値生産性の向上が不可欠である。特に雇用の七割強を占めるサービス業の生産性は伸び悩んでいる。景気回復で労働需給がタイトになった今こそ、サービス業においても、生産性を向上させ、非正規雇用労働者について意欲と能力に応じて処遇改善や正規化を図るなどしっかりと賃金を引き上げられる環境を作り上げるときである。労使双方の一致協力による取り組みを図るものとする。

5. 休み方・働き方改革

休みとは、平日の骨休みではなく、人生を最適化する手段である。「休み方改革ワーキンググループ」の報告では、変革のための第一歩として、「プラズマン休暇キャンペーン（三連休以上が集中する秋を中心に、有給休暇を組み合わせて、四日以上連休を実施する）」と地域ごとの「ふるさと休日（伝統行事、イベントのある市町村を中心に設定）」の二つのキャンペーンが提唱された。これらも勘案して、政労使

一体となって、長時間労働を是正する

意識改革を進め、休み方改革を推進していくこととする。働き方については、個々の従業員の創造性を発揮するためには、様々な働き方があってしかるべきである。労使はそれぞれの地域や仕事に応じて、個々人の時間を豊かにする働き方について議論を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現につなげることを求められる。

6. プロフェッショナルの人材還流円滑化

地域の中小企業では、後継者、経営の中核を担う人材が不足している。他方で、豊富な経験を持つ大企業の熟年層は一定程度転職意向を持っているが、実際には多くが転職に結びつかず、能力を最大発揮できていない状況にある。こうした人材を地域につなげていく仕組みが必要である。このため、職業能力開発を進めるとともに、まちひと・しごと創生本部を中心に、都市圏から地方への円滑な人材還流が行われることを目指し、民間の力も活用して都市部のプロフェッショナル人材の発掘、相談窓口の整備等の地域の中小企業支援を推進する。

7. 女性が働きやすい制度等への見直し

女性の活躍については、官民を挙げて推進する。政府は、女性が働くことで世帯所得がなだらかに上昇する制度となるよう税制や社会保障制度を見直す。配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使は、その在り方の検討を進める。

8. 本取りまじめに係るフォローアップ

平成二六年二月一六日付本取りまじめについては、継続的にフォローアップを行っていくこととする。

(調査・解析部)